

## 令和8年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和8年4月22日（水）午前9時30分開会

### 議事日程

開会の宣告

- 日程第1 令和8年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第2号 特定乳児等通園支援事業者の公表について
- 日程第4 報告第3号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 報告第4号 瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 承認第5号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第7 承認第6号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第8 承認第7号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第9 承認第8号 瑞穂市幼保小連携推進委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第10 承認第9号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱の専決処分について
- 日程第11 承認第10号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第12 承認第11号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第13 承認第12号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第14 承認第13号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第15 承認第14号 瑞穂市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示についての専決処分について
- 日程第16 承認第15号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の専決処分について
- 日程第17 議案第21号 令和8年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第18 議案第22号 穂積小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について
- 日程第19 議案第23号 本田小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について
- 日程第20 議案第24号 生津小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について
- 日程第21 議案第25号 中小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について

- 日程第22 議案第26号 西小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について  
日程第23 議案第27号 別府子育て支援センター風除室改築工事の計画について  
日程第24 議案第28号 瑞穂市総合センターフリースペース改修工事の計画について  
日程第25 議案第29号 中ふれあい広場テニスコート整備工事の計画について  
日程第26 教育長の報告  
日程第27 そ の 他 事務局長  
教育総務課長  
給食センター課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課長

閉会の宣告

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### ○本日の会議に出席した委員

服 部 照  
大 平 高 司  
伊 藤 清 美  
小 倉 真 治  
曾我部 樹 里

#### ○本日の会議に欠席した委員

なし

#### ○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	磯 部 基 宏
教育総務課長	宇 野 伸 二
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課長	川 田 英 樹
学校教育課総括主幹	片 山 達 人
学校教育課主幹	佐 藤 文 行

幼児教育課長	野 口 智 子
幼児教育課主幹	安 藤 浩
幼児教育課主幹	松 永 尚
生涯学習課長	廣 瀬 正 人

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹	白 井 英 俊
---------	---------

**○傍聴者**

なし

## 開会の宣告

○教育長 ただ今より、令和8年第4回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

---

### 日程第1 令和8年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和8年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

ないようですので、日程第1 令和8年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することとします。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第2 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、伊藤委員よろしくお願ひします。

---

### 日程第3 報告第2号 特定乳児等通園支援事業者の公表について

○教育長 日程第3 報告第2号 特定乳児等通園支援事業者の公表について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第3 報告第2号について、別紙のとおり公表したので報告するものです。提案理由は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の3において準用する第53条の規定により、特定乳児等通園支援事業者を公表したので、瑞穂市教育委員会に報告するものです。

<資料により説明>

○教育長 質問等はございますか。

○伊藤委員 各施設の受入れ人数はどれくらいですか。

○幼児教育課長 それぞれ定員が西保育・教育センター10名、ほづみの森こども園3名、ありんこルーム6名の合計19名でスタートする予定です。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第3 報告第2号 特定乳児等通園支援事業者の公表につい

て、承認することとします。

---

#### 日程第4 報告第3号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第4 報告第3号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第4 報告第3号について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告するものです。提案理由は、市内私立保育所等において、日常生活を営むために医療を要する状態の児童の受け入れを依頼する可能性が今後見込まれるため、市要綱に本補助事業を追加する所要の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 私立保育所での医療的ケアを必要とする子どもの受け入れについてはどのような状況ですか。

○**幼児教育課長** 受け入れにあたっては、事前に専門分野のかたで構成する入所指導委員会において子どもの状況を確認いただいたうえで受け入れ体制についての準備を進めていきますが、一般の保育所では、人的確保、施設整備というところにハードルがあるかと思えます。幸いにもこの3月に開所した小規模保育所では、児童発達支援事業所を運営していた経緯もあり、そちらで受け入れの実績があります。また、看護師の確保もできており、対応できるとのことです。

○**伊藤委員** 実際のところ、私立の保育所では体制的なところからお断りせざるを得ないところが多い中、このような制度についてはぜひご理解いただいて活用していただきたいと思いますが、新たな施設整備のための補助制度はありますか。

○**幼児教育課長** この補助金の中に施設整備の分もメニューがあったかと思えますので、活用いただけるのではないかと思います。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 報告第3号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することとします。

## 日程第5 報告第4号 瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第5 報告第4号 瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第5 報告第4号について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告するものです。提案理由は、瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則について、指定管理の導入に伴い、改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 報告第4号 瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則について、承認することとします。

---

## 日程第6 承認第5号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第6 承認第5号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**給食センター課長** 日程第6 承認第5号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市給食センター条例第8条の規定により、別紙の者を瑞穂市給食センター運営委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第6 承認第5号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

## 日程第7 承認第6号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第7 承認第6号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分につい

て、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○学校教育課長** 日程第7 承認第6号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市教育支援委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第7 承認第6号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

### 日程第8 承認第7号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について

**○教育長** 日程第8 承認第7号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○学校教育課長** 日程第8 承認第7号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市教育支援センター条例第5条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市教育支援センター運営委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第8 承認第7号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

### 日程第9 承認第8号 瑞穂市幼保小連携推進委員の委嘱についての専決処分について

**○教育長** 日程第9 承認第8号 瑞穂市幼保小連携推進委員の委嘱についての専決処分

について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第9 承認第8号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市幼保小連携推進委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等がございますか。

ないようですので、日程第9 承認第8号 瑞穂市幼保小連携推進委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

#### 日程第10 承認第9号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第10 承認第9号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第10 承認第9号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市特別支援教育連携協議会委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等がございますか。

ないようですので、日程第10 承認第9号 瑞穂市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

#### 日程第11 承認第10号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第11 承認第10号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分に

ついて、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第11 承認第10号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定により、別紙の者を瑞穂市社会教育委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等がございますか。

ないようですので、日程第11 承認第10号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

### 日程第12 承認第11号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

**○教育長** 日程第12 承認第11号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第12 承認第11号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市社会教育推進員設置規則第4条の規定により、別紙の者を補欠の瑞穂市社会教育推進員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等がございますか。

ないようですので、日程第12 承認第11号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

### 日程第13 承認第12号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処分について

**○教育長** 日程第13 承認第12号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処

分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第13 承認第12号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市青少年育成推進員設置規則第3条の規定により、別紙の者を瑞穂市青少年育成推進員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等がございますか。

ないようですので、日程第13 承認第12号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

#### 日程第14 承認第13号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

**○教育長** 日程第14 承認第13号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第14 承認第13号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、別紙の者を瑞穂市スポーツ推進委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等がございますか。

ないようですので、日程第14 承認第13号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

---

#### 日程第15 承認第14号 瑞穂市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示についての専決処分について

**○教育長** 日程第15 承認第14号 瑞穂市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改

正する告示についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○幼児教育課長** 日程第15 承認第14号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市放課後子ども教室事業実施要綱第7条に教室の利用申込について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる項を加えたため、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第15 承認第14号 瑞穂市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示についての専決処分について、承認することとします。

### **日程第16 承認第15号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の専決処分について**

**○教育長** 日程第16 承認第15号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第16 承認第15号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市体育施設条例施行規則について、指定管理の導入に伴い、改正を行ったので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第16 承認第15号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の専決処分について、承認することとします。

### **日程第17 議案第21号 令和8年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について**

**○教育長** 日程第17 議案第21号 令和8年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第17 議案第21号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項の教科用図書採択地区の設定を受けて、同法第13条第4項の規定により別添岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約を承認し、採択地区協議会を設置するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第17 議案第21号 令和8年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、可決することとします。

---

**日程第18 議案第22号 穂積小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について**

**日程第19 議案第23号 本田小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について**

**日程第20 議案第24号 生津小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について**

**日程第21 議案第25号 中小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について**

**日程第22 議案第26号 西小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について**

○**教育長** 日程第18 議案第22号 穂積小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、から、日程第22 議案第26号 西小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、までは、ほぼ内容が同じですので、一括して議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第18 議案第22号から日程第22 議案第26号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、災害発生時の避難場所としての生活環境及び児童の授業等の教育環境の改善を図るため、空調設備の整備を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** これまで中学校に設置してきていますが、それをふまえて今回小学校の設計にあたって改善している点は何かありますか。

○**教育総務課長** 熱源を多様化して災害発生時のリスク分散を行いました。運用については大きく変更はないと思っています。

○**大平委員** 完成時期はいつごろの予定ですか。また、避難場所でもありますので停電時にもガス方式であれば対応可能かどうか、予算的な問題から使用制限があるのかどうか、非常時に備えるためのタンクへの充填頻度について、という点についてはどうですか。

○**教育総務課長** 完成時期につきましては、卒業式に間に合うように、2月末くらいまでには完成させる計画をしています。また、設置する半数を停電時に備えて発電しながら動く自立式の機器とし、穂積小学校は都市ガスのため、ガスが供給される限りは動き、それ以外につきましてはバルクタンク内にガスがある限りは動くというものです。ランニングコスト、バルクタンクへの充填頻度など、使用に関しましては、他の小学校に昨年度設置したばかりですので、今年度夏季を中心に状況を注視していきたいと思っています。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第18 議案第22号 穂積小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、から、日程第22 議案第26号 西小学校屋内運動場空調設備整備工事の計画について、まで可決することとします。

---

### 日程第23 議案第27号 別府子育て支援センター風除室改築工事の計画について

○**教育長** 日程第23 議案第27号 別府子育て支援センター風除室改築工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第23 議案第27号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、経年により劣化した風除室を改築することで機能改善を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○大平委員 風除室について説明してください。

○教育総務課長 字の如く風よけ、ほこりの侵入を防ぐ、音を遮断するなどといった機能があります。

○小倉委員 寒い地域では住宅にもあります。設計士が必要と判断したところにあるのではないかと思います。

○教育総務課長 当初は東側のグラウンドが芝生化されてい wasn't でしたので、ほこりのことがあったのではないかと思います。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第23 議案第27号 別府子育て支援センター風除室改築工事の計画について、可決することとします。

---

#### 日程第24 議案第28号 瑞穂市総合センターフリースペース改修工事の計画について

○教育長 日程第24 議案第28号 瑞穂市総合センターフリースペース改修工事の計画について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第24 議案第28号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、当該施設を「学びと交流の拠点」として整備し、学生から若者、子育て世代を中心に、多様な人材が交流する仕組み作りを構築し、魅力的な拠点を創出することで、将来的な人口減少の抑制を図るものです。

<資料により説明>

○教育長 質問等はございますか。

○伊藤委員 このフリースペースを作るにあたって、市民や若者から意見を聞く場があったかどうかということと、今後ネーミングも含めてどのように周知して具体的にどう活用していく見通しでしょうか。公で場所を作ると管理する側の立場になって制約が多くなってしまいますので、利用する側とのバランスをうまく取りながら管理して活用していくという柔軟さがあると良いと思います。あと、物価高騰に伴う入札不調といったことにならないか危惧します。

○生涯学習課長 まず、教育委員会主催で意見を聞く機会があったか、という点につきま

しては、特段の機会は設けていませんが、スクールミーティングや保護者から自由に集える屋内施設があったらよいという意見を多々いただいています。運営方法等どうしていかにつきましては、福祉センターとして位置づけられていますので、健康福祉部の子ども支援課などと協議して利用の方法等を周知、検討したいと考えています。

○**小倉委員** 高校生や中学生が喫茶店で勉強している様子をよく見ますので、勉強するスペースで飲食ができるのかどうかということがかなり重要な問題になろうかと思いますが、飲食についてはある程度許したほうが良いのではないかと思います。そして、小さいテーブルをたくさん置くよりも15人、20人が使用するような大きなテーブルを自由に使っていくほうが良いように思いますので、可能ならばご検討ください。

○**生涯学習課長** 今のところ室内は飲食可にする予定をしています。1階に自動販売機がありますが、2階のロビーにも自動販売機を置けないかと考えています。

○**大平委員** どうしても穂積地区が中心になってしまいますが、穂積地区の北部、巢南地区はこのフリースペースからは遠いので、この場所がうまくいったら別の場所にも作るような予定などはありますか。

○**生涯学習課長** 各小学校区にあると良いと思いますが、まず市内第一弾として総合センターにフリースペースを設け、利用者の声を聴きながら今後の展開について考えていきたいと思っています。

○**曾我部委員** 小中高校生は自由に使えるようですが、子育て世代が小さい子どもを連れてきたような際の授乳用にカーテン、おむつ替えができるお手洗があると良いと思いますが、作る予定はありますか。

○**生涯学習課長** 今のところこのフリースペース内に授乳おむつ替えのエリアを設ける予定はありませんが、子育て中の方が使いやすい環境については随時整えていきたいと思っています。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第24 議案第28号 瑞穂市総合センターフリースペース改修工事の計画について、可決することとします。

---

## 日程第25 議案第29号 中ふれあい広場テニスコート整備工事の計画について

○**教育長** 日程第25 議案第29号 中ふれあい広場テニスコート整備工事の計画につ

いて、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第25 議案第29号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、現在、コート（人工芝）の破損により貸出を中止している当該施設の有効的活用のため、復旧工事を行うものです。

<資料により説明>

**○教育長** 質問等はございますか。

**○伊藤委員** 市内にいくつもテニスコートがありますが、ここは本当に必要なのでしょうか。

**○生涯学習課長** 巢南地区での貸出しできるテニスコートは、巢南中学校南の2面とこの中ふれあい広場の1面の計3面であり、昨年度も利用再開についての問い合わせを多くいただいていますので、非常に大事なテニスコートであると認識しています。

**○教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第25 議案第29号 中ふれあい広場テニスコート整備工事の計画について、可決することとします。

---

## 日程第26 教育長の報告

**○教育長** 日程第26 教育長の報告です。

私からは大きく2点です。大きな1点目は、年度のスタートに当たって校長会で校長先生方をお願いしたことについてです。大きく2つのお願いをしまして、そのうち1つ目は子どもにとって学校は楽しい場所だと思えるような取り組みをお願いしたいということです。そうした時に私は3つのポイントがあると思っています。1つ目のポイントは、本当に子どもにとって安心できる居場所になっているか、息苦しい空間になっていないか、2つ目のポイントは、子どもが自分で決めて取り組む余地があるのか、自分の頭で考えて作り上げたという充実感を味わって、また明日も学校に行きたいと思える空間になっているか、3つ目のポイントは、子どもの成長にとって真に必要で意味あることを求めているのか、という点について見直してほしいという話をしました。

お願いしたことの2つ目は、危機管理意識の徹底について3つ話しました。1つ目は、不祥事の根絶です。一度不祥事があると、それまでいくら一生懸命頑張っても信用

が失墜するという話をさせていただきました。2つ目の徹底は、安全マニュアルの実践と見直しということです。私が教育長になってからマニュアルを確認するだけでなく、実際に発生したときに誰がどこでどういう動きをするかを実際にしてみないとだめだという話をしてくれています。今100%どの学校も実際にやってみてという動きをしてくれているところですが、マニュアルが意味あるマニュアルになっているかということ再度見直してほしいという話をしました。3つ目の徹底は、1人1人の所在の確認と的確な対応ということです。京都府で子どもがいなくなったという事件がありましたが、子どもがいなくなったらすぐに保護者に連絡をするなど所在確認を徹底しないといけません。ぜひ他所の出来事ではなくて、いつあってもおかしくないというつもりでやってほしいということを話しました。

大きな2点目は、4月16日に行った瑞穂市民大学の開校式についてです。今年度から対象を18歳以上の成人にしましたので、名前を市民大学と変更しました。講座内容は今年1年かけてさらに見直しをしていきますが、今年度はいろいろな宣伝効果もあり、新入生が100名ほど、トータルでは550名ぐらいでスタートすることができました。お年寄り中心ではありましたが、例年よりも開校式に来ていただいている方が多かったなという印象を持っております。これまでは来て名簿に丸を打つという、旧来の方式、前例踏襲でしたが、今年は学生証を発行して、新たな方法で取り組んでいますし、開校式には協定を結んだ瑞穂区の今の区長さんと前の区長さんにご来賓で来ていただきました。これをきっかけに交流ができればということをおもっておりますが、本当に多くの方に将来にわたって学び続けるという機会を提供していきたいと思っておりますので、講座の内容も随時見直しをしていきたいと思っております。

---

## 日程第27 その他

○**教育長** 日程第27 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 2点報告します。1点目は、4月19日と21日に、市全体の市民予算説明会を開催致しました。教育委員会からは熱中症対策や健康教育、体力向上推進事業など17項目について説明致しました。現在ユーチューブにおきましても説明会と同様のものを発信しておりますので、ご覧いただき、お知り合いの方へも伝えていただけると幸いです。

2点目は、今年度より給食費の改定を致しましたが、給食の内容、エネルギー関係など分かりにくいこともあると思います。また、今年度から「無理なく」「楽しく」「残さず」を推進し、廃棄をなるべく出さないような取り組みを行っていきたいと考えています。そのようなことをふまえ説明させていただきながらの試食を考えていますのでよろしくお願い致します。なお、実施日時等につきましては、調整の上お知らせしたいと思います。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にございません。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にございません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 2点報告します。1点目は子どもと先生方の様子ですが、校長先生園長先生方からは良いスタートが切れたと伺っております。不登校の子についても、担任を始め学校の関係者が必ず出向く、または電話連絡をして、保護者と子供とつながりを持ってその子なりに目標が持てるよう、懇談を通して新たな一歩を踏み出しております。異動した先生方も今のところ学校を休んでいるとか、病気休暇に入ったという先生は特別な事情を除いてはおりません。昨日、市の小学校中学校の先生方の研修会があり、私からは、とにかく子どもにとって楽しくて行きたい学校にすること、特に、授業において子どもが楽しく感じられるように、ひと手間、ひと工夫かけた授業を合言葉に実現していきましょうという話をさせていただきました。委員の皆様には秋に公表会、研究発表会を中心に授業を見ていただきますが、ぜひ先生方のひと手間、ひと工夫による楽しい授業の様子をご覧ください。

2点目は、学校教育課、教育支援センターでは2年間かけて先生方がどのような過程を経て成長をしていくのか、またそれを支える要因は何かということをも明らかにしました。一昨年度は、外的要因があるということが分かり、風通しが良い学校、同僚性が先生方の成長に欠かせないということ、学ぶ機会を与えること、他にも管理職等の丁寧な見届けが大切であるということが分析で分かりました。昨年度はそこにプラスして内的要因、その先生自身の意欲付けと言いますか、成長を支えるものは何かということで、省察、日々の実践を振り返る機会、余裕やゆとりが大事である、目標とする先生が必要、といったことが分かりました。それらを学校に周知するために、合言葉として外的要因を

3つのC、内的要因はRに分かりやすくまとめました。昨年度3つのCについては管理職を中心に同僚性の構築であるとか見届けが大事であるので、この取り組みをお願いし、今年度は、これにプラス3つのRも若い先生だけではなくて、すべての職場でも言えることと思いますので、若い先生の研修はもとより、いろんな先生の研修、こちらが訪問する際にもまとめた図を示して外的要因と内的要因のバランスを取りながら先生を育ててください、こちらも支えます、という話をしていきたいと思っております。

**○教育長** 幼児教育課長。

**○幼児教育課長** 今年度新しく始めている事業について2点報告します。1点目は、こども誰でも通園制度についてです。先ほど議案の中でもお話をさせていただきましたが、この事業は国が提供しているシステムを使って進んでいくものになっています。最初に子供を預けたい利用者がシステムで子どもが対象児童であることを市から認定を受けるというステップがあります。そのシステムに利用認定の請求申請をされた方が、今週末時点で33名います。利用施設側の準備としては、市が事業者として確認するとアカウントを発行してシステムに事業所登録されます。登録も進んでおり、今は西保育・教育センターとキッズスクエア瑞穂のありんこルームの2つが面談の予約ができるような状態になっており、ほづみの森もアカウントを発行していますので、今準備を進めている段階です。西保育・教育センターにつきましては、4月30日に一番初めの親子面談の予約が入っておりますので、その面談を経て5月から実際の利用が順次スタートしていくような状況になっております。

2点目としまして、土曜日の終日保育を共同保育で行うということがあります。4月に入り土曜日はこれまで3回あり、4月4日の1週目の土曜日については、保育所入園式のため実施していませんが、4月11日は全体で3名の利用がありました。半日が1名、1日が2名で、共同保育実施場所である本田第2保育所のみでお預かりし、4月当初のため子どもの体調不良だったり、保護者が仕事を調整したりと、次々とキャンセルになり、3名になったという報告を受けています。4月18日は、全体で9名の利用があり、1日が7名、半日が2名で、本田第2保育所と牛牧保育所でお預かりしました。牛牧保育所については、ウイルス性の胃腸炎が流行りまして、クラス閉鎖と園閉鎖が4月の2週目と3週目にありましたので、その関係で2か所を1日開所させて、1日お預かりしたお子さんが合計7名という状況です。土曜日に仕事があつて就労証明をお持ちいただいている方はもう少しありますが、実際に利用される方は今のところ一桁台というこ

とで、今後少し増えてくる可能性はあると思いますが、混乱なく進めることができました。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 西部複合センター及び多目的広場についてです。間もなく指定管理を導入して1か月になろうとしていますが、市民の方や利用者の方から使いにくくなったというような問い合わせは、生涯学習課の方には届いておりません。現在、定期的に指定管理者と週に1回程度打ち合わせ会を設けるなどして、情報共有を図っており、今後も持っていきたいと思っておりますので、また何かありましたらご報告させていただきたいと思っております。

続いて、本日机上に瑞穂市民大学と瑞穂市ゲートゴルフ大会のご案内を配布しました。お時間がございましたら是非ご参加ください。

○**教育長** それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

第5回定例会は、5月27日（水）午前9時30分から、同じく3-2会議室で開催します。

第6回定例会は、6月25日（木）午前9時30分から、同じく3-2会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。

---

### 閉会の宣言

○**教育長** これをもちまして、令和8年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

**閉会 午前11時7分**

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年4月22日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

伊藤 靖美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。